

札幌大谷大学同窓会会則

第1章 総 則

(名称及び所在地)

第1条 本会は、札幌大谷大学同窓会と称し、本部を札幌市東区北16条東9丁目1番1号 学校法人札幌大谷学園内に置く。

2 本会は、通称を「真心会」と定める。

(目的)

第2条 本会は、相互の親睦、資質の向上をはかり、母校の発展に寄与する事を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 会報及び会員名簿の発行
- (2) 会員相互の親睦に関する事
- (3) 母校の発展に必要な支援
- (4) その他本会の目的達成のため必要と認められる事業

(支部)

第4条 本会は、一定数の会員で結成する地域において、総会の承認を得て支部を設置することができる。

2 支部に関して必要な事項は、別に定める。

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会会員の種類及び資格は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 札幌大谷大学、札幌大谷大学短期大学部及び札幌大谷短期大学を卒業又は修了した者
- (2) 準会員 札幌大谷大学及び札幌大谷大学短期大学部在学学生

(会費)

第6条 会員は、別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

(住所変更等の届出)

第7条 会員は、氏名、住所、電話番号を変更したときは、速やかにその旨を本部に届け出るものとする。

第3章 役員・名誉会長・幹事

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 3名
- (4) 会計 2名

(5) 庶務 1名

(6) 会計監査 2名

(役員を選出)

第9条 会長、副会長及び会計監査は、総会において正会員の中から選出する。

2 書記及び会計並びに庶務は、会長が委嘱する。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 書記、会計、庶務は、各分担の職務を行う。

4 会計監査は、本会の会計を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選出されるまでは、なおその職務を行う。

(名誉会長)

第12条 本会に名誉会長を置き、札幌大谷大学学長を推戴する。

2 名誉会長は、会議に出席して意見を述べることができる。

(幹事)

第13条 本会に事業遂行の活性化のため、期別に幹事を置く。

2 幹事は、卒業時に各学科で若干名を選出し、会長が委嘱する。

3 幹事の交代は、後任を選出した後、本部に連絡し、会長の承認を得るものとする。

第4章 会 議

(会議)

第14条 本会の会議は、総会、役員会及び特別委員会とする。

(総会)

第15条 総会は、正会員をもって構成し、年1回会長が招集して次の事項を審議する。

(1) 事業報告及び収支決算に関する事項

(2) 事業計画及び収支予算に関する事項

(3) 役員(会長、副会長及び会計監査)の選出に関する事項

(4) 会則の改正に関する事項

(5) 支部の設置及び廃止等に関する事項

(6) その他本会目的の達成のため必要な事項

2 会長又は役員会が必要と認めるとき若しくは正会員の3分の1以上からの要求があったとき、臨時に総会を開くことができる。

3 総会の議長は、その都度出席会員の中から選出する。

4 総会の議事は、出席会員の過半数によって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(役員会)

第16条 役員会は、本会の運営上必要な事業の企画・立案、総会に付議する事項、その他会務に

関する事項を審議する。

- 2 役員会は、会長が召集し、議長となる。
- 3 役員会は、必要に応じ、役員以外の者を出席させることができる。

(特別委員会)

第17条 役員会が会務執行上必要と認めるとき、特別委員会を設置することができる。

- 2 特別委員会の委員は、役員会が選任し、会長が委嘱する。

第5章 会 計

(経費)

第18条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入とする。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査)

第20条 会長は、会計年度ごとに決算書を作成し、会計監査による監査を受けなければならない。

附 則

1. 本会則は昭和38年4月1日より施行する。
2. 一部変更は昭和43年8月18日より施行する。
3. 一部変更は昭和60年10月20日より施行する。
4. 一部変更は平成元年10月27日より施行する。
5. 一部変更は平成3年4月1日より施行する。
6. 一部変更は平成6年6月26日より施行する。
7. 一部変更は平成10年5月17日より施行する。
8. 一部変更は平成13年5月20日より施行する。
9. 一部変更は平成16年5月29日より施行する。
10. 平成19年5月26日より「札幌大谷短期大学同窓会会則」は本会則に変更して施行する。また、「札幌大谷短期大学同窓会」の会員及び事務並びに資産の一切は、本会が引継ぐものとする。
11. 平成22年5月22日より名称を変更し、適用は平成22年4月1日から施行する。
12. 平成23年5月21日より名称及び一部変更し、適用は平成24年4月1日から施行する。
13. この規程は、平成26年5月24日より施行し、平成26年4月1日より適用する。(平成26年5月24日総会)